

## 3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その13～ 遺言書作成時には予備的遺言をしておく

### ● 遺言で財産を取得する予定者が先に死亡した場合に備えて「予備的遺言」をしておく

配偶者と兄弟姉妹の相続の場合で、すべての財産を配偶者に相続させたいと思う場合には、「妻（夫）〇〇にすべての財産を相続させる」とする内容を記載するだけで、自筆証書遺言書を作成が可能であることから、高齢者であっても無理なく遺言書を残すことができると思います。

この場合、夫婦のいずれかが先に相続が発生するか分からないのでお互いが遺言書を作成しておくことが大切です。

なお、相続人や受遺者が、遺言者の死亡以前に死亡した場合、（以前とは、遺言者より先に死亡した場合だけでなく、遺言者と同時に死亡した場合も含まれます。）、死亡した者の遺言の当該部分は失効してしまいます。そのため、受遺者の相続人が代襲相続することはなく、遺言者の相続人が相続することになります。

したがって、そのような心配のあるときは、予備的に、たとえば、「もし、妻が遺言者の死亡以前に死亡したときは、その財産を〇〇に遺贈する。」と書いておくようにしましょう。

これを「予備的遺言」又は「補充遺贈」といいます。

#### 【記載例】

第1条 遺言者は、その有する次の不動産を遺言者の妻〇〇〇に相続させる。

：

第10条 遺言者は、遺言者と同時又は遺言者よりも先に上記妻〇〇〇が死亡したときは、次のとおり相続させる。

① 第1条に記載した財産は、長男△△△に相続させる。

（文責：山本和義）